

令和2年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

上下水道管理局

営業課（水道局営業課（当時））

監査の結果	<p>未収金対策について</p> <p>納期限後2年を経過した水道料金の未収金については、決算における財政状態をより正確に表すため、債務者の状況により会計上の不納欠損処分（法的には債権は消滅していないが会計上調定の取消を行う。）を行い、その債権は簿外で管理している。その総額は、令和元年12月末現在、5億9,000万円余りに上り、債権回収に向けた実効性のある取組は一切なされておらず、実質放置されたままとなっている。</p> <p>収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対策に取り組まれない。</p>
措置の内容	<p>津市水道事業給水条例第39条による給水停止を強化するとともに、停水実施予告通知書の送達対象を、水道料金を4か月以上滞納している者に改め、未収金の早期回収に努めている。</p> <p>また、令和3年度に簿外管理分を含む未収金管理回収業務を弁護士に委託し、効率的かつ効果的な未収金対策の強化を図った。</p>